

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、介護事業所を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.8歳、平均勤続年数は17.3年、製造業ではそれぞれ40.5歳、17.2年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男性		女性	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.8	17.3	40.9	17.8	38.8	14.6
製造業	40.5	17.2	40.7	17.4	38.3	14.8
前回（令和5年）						
調査産業計	40.9	17.3	40.9	17.8	40.3	15.1
製造業	40.0	16.9	40.3	17.3	38.5	15.0

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の令和6年6月分の平均所定内賃金は403.9千円、平均所定外賃金は68.1千円、製造業ではそれぞれ398.9千円、66.0千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

(千円)

産業区分・年	平均所定内賃金			平均所定外賃金		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
調査産業計	403.9	415.3	337.8	68.1	76.0	39.5
製造業	398.9	405.9	337.6	66.0	73.6	39.2
前回（令和5年）						
調査産業計	381.3	389.5	318.7	65.3	73.1	39.1
製造業	370.6	368.5	309.6	62.0	70.5	36.6

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

令和6年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給91.0%、奨励給0.1%、職務関連手当2.9%、生活関連手当5.4%、その他の手当0.5%となっている。

製造業では、基本給 92.0%、奨励給 0.1%、職務関連手当 2.6%、生活関連手当 5.0%、その他の手当 0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

産業区分・年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連 手当	生活関連 手当	その他の 手当
調査産業計	91.0	0.1	2.9	5.4	0.5
製造業	92.0	0.1	2.6	5.0	0.3
前回(令和5年)					
調査産業計	92.1	0.2	2.9	4.2	0.6
製造業	93.4	0.1	2.6	3.4	0.4

4 特殊勤務手当制度(前回令和元年)(表4)【集計表第5表】

特殊勤務手当制度を採用している企業は、調査産業計では79社(集計160社の49.4%)、製造業では51社(同91社の56.0%)となっている。

支給額について最高額の平均をみると、「定額」とする企業が調査産業計では43社(制度のある79社の54.4%)でその支給額は14.1千円、製造業では24社(同51社の47.1%)でその支給額は11.8千円となっており、「支給額に幅がある」とする企業が調査産業計では43社(同54.4%)、その支給額が最も高い作業は35.7千円、最も低い作業は4.4千円、製造業では30社(同58.8%)、その支給額が最も高い作業は37.6千円、最も低い作業は3.1千円となっている。

表4 特殊勤務手当制度

産業区分・年	集計 社数	制度 あり	(社、千円)				
			定額支給		支給額に幅がある		
			社数	最高額	社数	支給額が最も高 い作業の最高額	支給額が最も低 い作業の最高額
調査産業計	160	79	43	14.1	43	35.7	4.4
製造業	91	51	24	11.8	30	37.6	3.1
前回(令和元年)							
調査産業計	185	85	41	11.7	42	11.7	5.9
製造業	105	53	25	9.2	26	11.7	6.8

(注1) 手当を支給している作業が1種類しかない企業については「支給額が最も高い作業」として集計した。

(注2) 作業によって「定額の場合」と「支給額に幅がある場合」に分けている企業が存在する。

5 通勤手当制度（前回令和元年）（表5、表6）【集計表第6表】

新幹線、特急以外の通勤手当制度を採用している企業は、調査産業計では162社（集計163社の99.4%）、製造業で94社（同94社の100.0%）となっている。

支給額や通勤距離などの最高支給限度を定めている企業は、調査産業計では64社（制度を採用している企業162社の39.5%）、製造業では38社（同94社の40.4%）となっており、最高支給限度額の平均については、公共交通機関を利用する場合は86.7千円、交通用具（自動車通勤等）を利用する場合は45.1千円となっている。

新幹線通勤制度を採用している企業は調査産業計では97社（集計163社の59.5%）となっている。最高支給限度を定めている企業は59社となっており、限度額の平均は95.7千円となっている。

表5 通勤手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額	
				公共交通機関	交通用具
調査産業計	163	162	64	86.7	45.1
製造業	94	94	38	94.0	48.4
前回(令和元年)					
調査産業計	185	181	64	76.7	36.6
製造業	105	105	38	83.9	38.0

(注) 制度を採用する企業には定期券等の現物支給を行っている企業を含む。

表6 新幹線通勤手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額
調査産業計	163	97	59	95.7
製造業	94	65	44	102.9
前回(令和元年)				
調査産業計	185	93	59	90.8
製造業	105	62	45	91.8

(注) 「新幹線通勤」には在来線において通常の運賃とは別に料金が加算される特急券等を利用する通勤を含む。

6 令和6年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表7) 【集計表第7-1表】

令和6年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では148社(集計158社の93.7%)で、要求内容は「ベースアップの実施」131社(要求があった企業148社の88.5%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」101社(同148社の68.2%)となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」104社(同148社の70.3%)、「個別賃上げ方式」29社(同148社の19.6%)となっている。

製造業では87社(集計92社の94.6%)で、要求内容は「ベースアップの実施」78社(要求があった87社の89.7%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」63社(同87社の72.4%)となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」64社(同87社の73.6%)、「個別賃上げ方式」15社(同87社の17.2%)となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では148社(要求があった148社の100.0%)で、妥結内容は「ベースアップの実施」127社(妥結した148社の85.8%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」104社(同148社の70.3%)となっている。

製造業では87社(要求があった87社の100.0%)で、妥結内容は「ベースアップの実施」77社(妥結した87社の88.5%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」62社(同87社の71.3%)となっている。

表7 令和6年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベース アップの 実施	定期昇給 の実施・ 賃金体系 維持	その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他	
調査産業計 158社 (100.0)	148 (93.7) 〈100.0〉 《100.0》	131 (88.5) 〈88.5〉 《88.5》	101 (68.2) 〈68.2〉 《68.2》	14 (9.5) 〈9.5〉 《9.5》	104 (70.3) 〈70.3〉 《70.3》	29 (19.6) 〈19.6〉 《19.6》	16 (10.8) 〈10.8〉 《10.8》	10 (6.3) 〈6.3〉 《6.3》
製造業 92社 (100.0)	87 (94.6) 〈100.0〉 《100.0》	78 (89.7) 〈89.7〉 《89.7》	63 (72.4) 〈72.4〉 《72.4》	7 (8.0) 〈8.0〉 《8.0》	64 (73.6) 〈73.6〉 《73.6》	15 (17.2) 〈17.2〉 《17.2》	8 (9.2) 〈9.2〉 《9.2》	5 (5.4) 〈5.4〉 《5.4》
前回(令和5年) 調査産業計 156社	138	116	85	19	92	27	21	18
製造業 91社	83	70	59	11	58	14	12	8

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他	
調査産業計	148 〈100.0〉	148 〈100.0〉 《100.0》	127 〈85.8〉 《85.8》	104 〈70.3〉 《70.3》	23 〈15.5〉 《15.5》	- (-)
製造業	87 〈100.0〉	87 〈100.0〉 《100.0》	77 〈88.5〉 《88.5》	62 〈71.3〉 《71.3》	13 〈14.9〉 《14.9》	- (-)
前回(令和5年) 調査産業計	138	137	99	93	23	1
製造業	83	83	68	60	10	(-)

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況（表8、表9）【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では148社（集計162社の91.4%）で、うち令和5年7月から令和6年6月までの1年間で賃金改定があったのは133社（賃金表がある148社の89.9%）であった。

また、ベースアップを実施した企業は132社（同148社の89.2%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は14社（同148社の9.5%）となっている。製造業では85社（集計93社の91.4%）で、賃金改定があったのは80社（賃金表がある85社の94.1%）、同期間にベースアップを実施した企業は79社（同85社の92.9%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は5社（同85社の5.9%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では143社で、うち定期昇給を実施した企業は143社であり、製造業では83社で、うち定期昇給を実施した企業は83社となっている。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で71社（定期昇給を実施した143社の49.7%）、製造業で37社（同83社の44.6%）、昨年比で増額がそれぞれ55社（同143社の38.5%）、35社（同83社の42.2%）、昨年比で減額が15社（同143社の10.5%）、10社（同83社の12.0%）となっている。実施時期は4月～6月とする企業が最も多く、調査産業計で121社（同143社の84.6%）、製造業で71社（同83社の85.5%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で19社、製造業で10社となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では1社（集計162社の0.6%）、製造業では1社（集計93社の1.1%）となっている。

表8 賃金改定の状況
—令和5年7月～令和6年6月—

(1) 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定あり			改定なし (据え置き)	賃金表 なし
		ベース アップ の実施	ベース ダウン の実施			
調査産業計						
162社 (100.0)	148 (91.4)	133 (82.1)	132 (81.5)	— (—)	14 (8.6)	14 (8.6)
	<100.0>	<89.9>	<89.2>	<—>	<9.5>	
製造業						
93社 (100.0)	85 (91.4)	80 (86.0)	79 (84.9)	— (—)	5 (5.4)	8 (8.6)
	<100.0>	<94.1>	<92.9>	<—>	<5.9>	
前回(令和5年) 調査産業計						
159社	141	114	114	—	27	18
製造業						
91社	80	71	71	—	9	11

(2) 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業)

(社、%)

産業区分・ 年・定期昇給 制度の ある企業	実施 あり	昇給額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
調査産業計										
143社 (100.0)	143 (100.0)	71 (49.7)	55 (38.5)	15 (10.5)	6 (4.2)	121 (84.6)	15 (10.5)	— (—)	1 (0.7)	— (—)
	<100.0>	<49.7>	<38.5>	<10.5>	<4.2>	<84.6>	<10.5>	<—>	<0.7>	<—>
製造業										
83社 (100.0)	83 (100.0)	37 (44.6)	35 (42.2)	10 (12.0)	3 (3.6)	71 (85.5)	8 (9.6)	— (—)	1 (1.2)	— (—)
	<100.0>	<44.6>	<42.2>	<12.0>	<3.6>	<85.5>	<9.6>	<—>	<1.2>	<—>
前回(令和5年) 調査産業計										
136社	136	71	53	8	3	117	13	1	1	—
製造業										
80社	80	38	36	4	1	71	6	1	—	—

〈 〉内の構成比は、無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

(3) 賃金カットの実施		(社、%)	
産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし	
調査産業計			
162 社	1	161	
(100.0)	(0.6)	(99.4)	
製造業			
93 社	1	92	
(100.0)	(1.1)	(98.9)	
前回(令和5年)			
調査産業計			
159 社	1	158	
製造業			
91 社	1	90	

令和5年7月から令和6年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額（率）（昇給分＋ベースアップ分）をみると、調査産業計では17,505円、率で5.37%、製造業では18,399円、率で5.55%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で13,453円、率で4.02%、製造業では額で13,119円、率で3.95%となっている。

表9 賃金改定額（率）

産業区分・年	(円、%)			
	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	17,505	5.37	13,453	4.02
製造業	18,399	5.55	13,119	3.95
前回(令和5年)				
調査産業計	11,398	3.58	7,176	2.35
製造業	12,023	3.86	7,688	2.52

(注)「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額（表 10）【集計表第 9 表】

令和 5 年年末一時金の一人あたり平均支給額は、調査産業計では 927.3 千円、月収換算 2.3 か月分、製造業では 860.2 千円、月収換算 2.3 か月分となっている。

令和 6 年夏季一時金の一人あたり平均支給額は、調査産業計では 1,006.6 千円、月収換算 2.5 か月分、製造業では 910.2 千円、月収換算 2.4 か月分となっている。

表 10 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金				(2) 夏季一時金			
(社、千円、月分)				(社、千円、月分)			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
令和 5 年年末 調査産業計	151	927.3	2.3	令和 6 年夏季 調査産業計	152	1,006.6	2.5
製造業	88	860.2	2.3	製造業	89	910.2	2.4
前回（令和 4 年年末）				前回（令和 5 年夏季）			
調査産業計	144	882.0	2.5	調査産業計	145	1,081.6	2.9
製造業	84	831.7	2.5	製造業	85	901.0	2.7

（注 1） 「令和 5 年年末」とは令和 5 年 9 月～令和 6 年 2 月、「令和 6 年夏季」とは令和 6 年 3 月～令和 6 年 8 月の期間をいう。その前年についても同様。

（注 2） 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

（表 11、表 12、表 13）【集計表第 10-1 表、第 10-5 表、第 10-7 表】

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 623.0 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 494.0 千円、高校卒生産は 55 歳で 425.7 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 597.0 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 480.3 千円、高校卒生産は 55 歳で 425.0 千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 2.49 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.14 倍、高校卒生産 1.92 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.38 倍、2.10 倍、1.91 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 91.9、高校卒生産は 88.6 となっており、55 歳ではそれぞれ 79.3、68.3 となっている。製造業では、22 歳ではそれぞれ 90.8、88.7 となっており、55 歳では 80.5、71.2 となっている。

表 11 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	250.7	280.1	344.4	416.9	494.4	563.7	615.6	623.0	555.4
製造業	—	—	251.2	278.0	340.3	408.3	475.8	531.9	581.0	597.0	561.6
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	200.2	213.2	230.5	252.9	311.2	361.1	411.0	453.1	482.8	494.0	448.3
製造業	200.9	212.1	228.2	248.3	303.5	350.0	395.2	441.4	463.9	480.3	452.8
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	200.5	210.1	222.2	240.7	284.2	329.0	355.5	390.9	418.7	425.7	415.5
製造業	200.1	210.3	222.9	242.0	286.4	333.7	360.2	396.0	421.3	425.0	413.3

(注1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 12 モデル所定内賃金の年齢間格差 (55歳/22歳)

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.49	2.14	1.92
製造業	2.38	2.10	1.91
前回(令和5年)			
調査産業計	2.64	2.26	2.01
製造業	2.48	2.20	2.00

表 13 モデル所定内賃金の学歴間格差

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	91.9	79.3	88.6	68.3
製造業	90.8	80.5	88.7	71.2
前回(令和5年)				
調査産業計	91.5	78.4	87.7	67.0
製造業	89.9	79.6	87.1	70.3

(注) 大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準

10 実在者平均所定内賃金

(表 14、表 15、表 16) 【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男性の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 30.0 年）で 589.7 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 34.9 年）で 441.1 千円、高校卒生産は 60 歳（同 38.6 年）で 417.9 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 50 歳（平均勤続年数は 22.4 年）で 534.4 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 34.5 年）で 450.8 千円、高校卒生産は 60 歳（同 38.4 年）で 409.1 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.31 倍、高校卒事務・技術 1.96 倍、高校卒生産 1.76 倍となっている。製造業では 2.06 倍、2.04 倍、1.72 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 88.4、高校卒生産は 88.5 となっており、55 歳ではそれぞれ 74.8、67.3 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 84.9、86.7、55 歳ではそれぞれ 84.4、72.6 となっている。

表 14 実在者平均所定内賃金（男性）

（千円、年）

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	255.0	281.0	343.6	419.5	483.4	526.5	564.6	589.7	470.9
（平均勤続年数）			(0.3)	(1.8)	(5.8)	(9.9)	(14.2)	(18.3)	(23.5)	(30.0)	(31.7)
製造業	—	—	259.7	280.9	339.8	405.5	456.4	496.1	534.4	533.9	486.2
（平均勤続年数）			(0.3)	(1.6)	(5.4)	(9.3)	(13.6)	(16.9)	(22.4)	(30.2)	(34.1)
高校卒 事務・技術											
調査産業計	195.2	208.7	225.4	251.0	306.3	353.6	389.0	427.5	424.7	441.1	377.0
（平均勤続年数）	(0.3)	(2.0)	(3.9)	(6.5)	(10.8)	(15.3)	(18.0)	(23.6)	(30.0)	(34.9)	(39.1)
製造業	198.0	203.0	220.5	245.7	301.0	360.4	395.2	396.5	423.2	450.8	378.6
（平均勤続年数）	(0.3)	(2.0)	(3.9)	(6.4)	(10.1)	(15.4)	(18.0)	(22.5)	(29.9)	(34.5)	(40.4)
高校卒 生産											
調査産業計	200.9	213.6	225.7	239.9	276.8	322.3	343.0	371.1	400.4	396.7	417.9
（平均勤続年数）	(0.3)	(1.9)	(3.8)	(6.2)	(10.3)	(15.2)	(16.9)	(23.0)	(29.5)	(32.5)	(38.6)
製造業	200.2	212.8	225.2	239.7	279.0	325.1	347.0	373.1	399.7	387.8	409.1
（平均勤続年数）	(0.3)	(1.9)	(3.9)	(6.4)	(10.9)	(15.6)	(17.6)	(23.4)	(29.5)	(32.3)	(38.4)

（注 1） 実在者平均所定内賃金は、役付手当及び住宅手当を除外した額である。

（注 2） 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 15 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男性・55 歳／22 歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術	事務・技術	生産
調査産業計	2.31	1.96	1.76
製造業	2.06	2.04	1.72
前回(令和 5 年)			
調査産業計	2.50	2.05	1.92
製造業	2.16	2.03	1.90

表 16 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男性）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	88.4	74.8	88.5	67.3
製造業	84.9	84.4	86.7	72.6
前回(令和5年)				
調査産業計	89.2	73.2	88.6	68.0
製造業	88.2	83.0	87.8	77.4

(注) 大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準

11 モデル一時金（年間計）

（表 17、表 18、表 19）【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（令和 5 年末と令和 6 年夏季の合計）のピークは調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,588 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,437 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,177 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 50 歳と 55 歳ともに 3,370 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,434 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,155 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.59 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.14 倍、高校卒生産 1.92 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.46 倍、2.05 倍、1.89 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 82.4、高校卒生産は 81.7、55 歳ではそれぞれ 67.9、60.7 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 86.8、83.4、55 歳ではそれぞれ 72.2、63.9 となっている。

表 17 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
事務・技術(総合職)										
大学卒			(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	1,384	1,787	2,213	2,779	3,235	3,581	3,588	3,040
製造業	—	—	1,368	1,767	2,161	2,646	2,985	3,370	3,370	3,142
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	929	1,006	1,140	1,436	1,691	1,905	2,164	2,332	2,437	1,970
製造業	972	1,043	1,187	1,487	1,762	1,953	2,211	2,317	2,434	2,050
生産										
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	934	1,007	1,131	1,318	1,575	1,698	1,939	2,116	2,177	2,091
製造業	938	1,010	1,141	1,335	1,604	1,729	1,972	2,135	2,155	2,093

(注) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 18 モデル一時金の年齢間格差（55歳／25歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.59	2.14	1.92
製造業	2.46	2.05	1.89
前回(令和5年)			
調査産業計	2.73	2.27	1.88
製造業	2.52	2.14	1.84

表 19 モデル一時金の学歴間格差

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	82.4	67.9	81.7	60.7
製造業	86.8	72.2	83.4	63.9
前回(令和5年)				
調査産業計	80.4	66.8	81.3	56.1
製造業	87.0	74.1	82.4	60.3

(注) 大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の水準

12 特殊勤務手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況

(表 20) 【集計表第 13-1 表】

常用労働者以外の労働者に適用される特殊勤務手当制度のある企業は 65 社（集計 156 社の 41.7%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同様の水準」を支給する企業は 60 社（常用労働者以外の労働者に適用される特殊勤務手当制度のある 65 社の 92.3%）、「異なる水準」を支給する企業は 3 社（同 65 社の 4.6%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される特殊勤務手当制度のある企業は 46 社（集計 92 社の 50.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同様の水準」を支給する企業は 41 社（常用労働者以外の労働者に適用される特殊勤務手当制度のある 46 社の 89.1%）、「異なる水準」を支給する企業は 3 社（同 46 社の 6.5%）となっている。

表 20 特殊勤務手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無			
		制度あり	常用労働者との比較		制度なし
			同様の水準	異なる水準	
調査産業計	156 (100.0)	65 (41.7)	60 (92.3)	3 (4.6)	91 (58.3)
製造業	92 (100.0)	46 (50.0)	41 (89.1)	3 (6.5)	46 (50.0)

(注) 〈 〉内の構成比は、無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも 100 にならない。

13 通勤手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況（表 21） 【集計表第 13-2 表】

常用労働者以外の労働者に適用される通勤手当制度のある企業は 154 社（集計 156 社の 98.7%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同じ算定方法」で支給する企業は 137 社（常用労働者以外の労働者に適用される通勤手当制度のある 154 社の 89.0%）、「異なる算定方法」で支給する企業は 17 社（同 154 社の 11.0%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される通勤手当制度のある企業は 92 社（集計 92 社の 100.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同じ算定方法」で支給する企業は 87 社（常用労働者以外の労働者に適用される通勤手当制度のある 92 社の 94.6%）、「異なる算定方法」で支給する企業は 5 社（同 92 社の 5.4%）となっている。

表 21 通勤手当制度の有無、常用労働者との比較

産業区分	集計社数	制度の有無			
		制度あり	常用労働者との比較		制度なし
			同じ算定方法	異なる算定方法	
調査産業計	156 (100.0)	154 (98.7)	137 <89.0>	17 <11.0>	2 (1.3)
製造業	92 (100.0)	92 (100.0)	87 <94.6>	5 <5.4>	— (—)